

第18回 生活・ビジネスインフラWG（IT分野）議事概要

日 時 : 平成17年10月13日(木) 14:00~15:30

会 場 : 永田町合同庁舎 第1共用会議室

出席者 : 【規制改革・民間開放推進会議】鈴木主査、黒川委員、原委員、鬼木専門委員

【日本放送協会】

- ・ 理事 中川潤一 殿
- ・ 総合企画室〔経営計画〕統括担当部長 今井純 殿
- ・ 総合企画室〔経営計画〕統括担当部長 竹村範之 殿
- ・ 総合企画室〔経営計画〕主管 内藤嘉紀 殿

議 題 : NHKからのヒアリング及び意見交換

~ 「NHK新生プラン」について

鈴木主査)

それではお忙しいところありがとうございます。第18回生活・ビジネスインフラワーキンググループを行いたいと思います。本日はNHKさんの「新生プラン」について、中川理事他、皆様のご出席を賜っております。1時間半を予定しておりますので、30分間で新生プラン及びそれに関連して説明頂き、残り時間を質疑にまわしたいと思います。宜しくお願いします。

中川理事)

では、説明させていただきます。すでにご承知のように9月20日に「NHK新生プラン」というものを出しました。来年の1月には、より詳細な、数字的な裏付、具体性を持たせた経営ビジョンというものを平成18年度~20年度の3か年を対象に策定して出したいと考えておりました、これは、その骨子部分に当たるものを発表したものでございます。この「新生プラン」を今回発表させて頂くにあたりまして、昨年の不祥事以来、様々なご批判がありまして、財政的にも非常に厳しい状況が続いておりますので、収支の見通しにつきましても、合わせて、その背景として説明したいということでございます。

それでは順を追って、ご説明して参りたいと思いますが、まず、本文の方でございます。これは、ある意味では当たり前のことを書き連ねておりますが、あえてご紹介させていただきます。視聴者の皆さまから非常に多くのご指摘、ご批判を頂いており、2月位から始めております「ふれあいミーティング」という活動の場でも、具体的なご意見を賜りました。それからまた、6月になりまして、「デジタル時代のNHK懇談会」という有識者の方々16名による懇談会を、月1回程度のペースで進めておりました、そうしたところからもご意見を賜りました。また、当然のことながら、経営委員会、これはNHKの最高議決機関でございますけれども、その委員の方々からも様々なご意見を頂いて、

できたのがこの「プラン」でございます。もとは、不正な経理に端を発して、こういう事態になったということで、当然言うまでも無いことでございますけれども、二度とこういう不正を起こさないための内部規律の強化つまりコンプライアンス体制でございますとか、あるいは研修体制の強化とか様々ございます。それから、そういったものが起こった場合の厳正な処分、公表、さらに受信料を効率的、有効に使っていくんだと、一方で経費の削減に努めたいと。そういう経営計画を続けているんですということをまず申し上げまして、もう1回出直すために、「すべては視聴者のみなさんのために」というこの原点を確認して、ここから出直したい。視聴者の方々からの信頼を1日も早く取り戻して、財政の再建を果たして、さらにこれから将来へ向かってのデジタル時代にふさわしい公共放送の役割を果たしたいと、そういう決意が、1ページ目に書いてございます。

2ページ目のところは公共放送の使命ということで改めて書かせて頂きました。これは特に経営委員会等でのご意見を下敷きにしておりますけれども、やはりNHKはNHKの使命というものをきちんと視聴者の方にわかるように説明すべきである、一体何が基本なのか説明すべきである、というようなご指摘を様々頂きました。それで、「何人からの圧力や働きかけにも左右されることなく、放送の自主自律を貫き」、様々な「判断のよりどころとなる情報や豊かな文化を、いつでも、どこでも、誰にでもわけへだてなく」お伝えする、ということをお今の時点の重要な使命と考えておりますので、まず書かせて頂きました。

さらに、受信料を、この「新生プラン」が対象とする18年度以降の3年間は間違いなく維持していきたいというふうに私どもは考えておりますので、受信料から成り立っている公共放送だからこそ、視聴率あるいは特定の主義主張にとられることなくニュースや取材や番組制作を行うことができるんですという意味で、受信料をお支払い頂いている視聴者のみなさんに支えられて成り立つ公共放送なんですということを確認したいということで、ここでもう1回、「すべては視聴者の皆さんのために」という原点に立ち返りますということをお申し述べております。

それから、どうやって「開かれたNHK」にしていくのかということについてですが、毎年700万件を超える様々な声を頂いておりますけれども、そういうものを実際にどう生かしたか、どう反映したかということをお的確にフィードバックしていくということを放送やホームページでやっていきますというのが1つでございます。2つ目が、放送に携わる者が、番組制作を行う上で、判断の指針とするガイドラインを新たに作成し、公表します。このベースとなる番組基準というものは、放送法によって、NHKも作っておりますし、その番組基準を細かく説明したガイドラインやハンドブックというものを作って役立てています。また、NHKの倫理を規定した倫理行動憲章、行動指針というものを昨年の秋に新たに作り発表しておりますが、今回はそれに加えて、具体的に、放送に携わる人間が、より細かな取材、編集、制作といった段階でどういった考え方で業

務を進めるのかということの規定したガイドラインを新たに策定していきたいということに約束いたしました。

それから大きな3つ目は、「デジタル時代に果たす役割」ということで、これは、役割そのものが大きく変わるわけではございませんが、デジタル時代だからこそ、さらにデジタル技術を活用した便利で役立つ放送サービスの実現に取り組みたい、ということをお断りして書かせて頂いております。

こういうベースに立ちまして3つの大きな視点から事業運営をやっていきたいということでございます。3ページでございますが、1つは放送です。「視聴者第一主義に立って、“NHKだからできる”放送を追求します」というふうに断りして書きました。「NHKだからできる」というのは何だということ是非常に難しゅうございまして、ずいぶん、この表現をめぐりまして議論がございました。しかしながら、これまで半世紀以上にわたって公共放送として番組に取り組みで参りましたので、そういった中から特に強調すべき点を“NHKだからできる”放送」という表現の中で、具体的に細かく書かせて頂いております。7つ上げてお断りしますが、無論、これだけをやれば良いという考えではございませんで、こういったものを強調する中で、公共放送はこれくらい幅広い様々な分野、公共放送の考え方の中でやっていくんですよということ。とりたてて新しいものではございませんが、確認の意味で、こういうものをさらに追求したいということです。

それから2つ目は、「視聴者第一主義に立った開かれた番組づくりに取り組みます」と。これをしっかりとした形でお断りするのは初めてのことだろうと考えます。無論これまでも、視聴者本位でございますとか、様々な表現の中で視聴者のご意向を大切にすることをお断りして参っておりますし、現実にそれを受け止めてきている訳でございますが、よりそれを具体的にどういう形で放送に生かすかを3つ位の角度から書いてお断りします。

1点目は「声をしっかりと受け止め、その声を反映させた番組づくりや番組編成」。今までも、割と番組づくりについてはやってきてお断りしますが、番組編成というところではなかなかこれまではやってきていないのかなという反省に立ちまして、番組づくりと番組編成の両面でしっかりとやっていく考えを明らかにしました。しかしながら具体的に、どういう形で反映させるのかと、もちろん直接、視聴者の方々が番組に出て、お話になるのもそうでしょうし、番組づくりに参加していくこともそうでしょうし、画一的にとらえること無しに、様々な格好で反映させるような番組づくり、編成を目指していきたいということでございます。

2点目は、既に「日本の、これから」という大型番組で、今年度開始しておりますけれども、視聴者の方が、直接番組に出て、議論に参加して解決を探っていくといった、正に視聴者とともに作る番組を、「日本の、これから」だけでなく、もっと広げて制作することを模索していきたいというところでございます。

3点目は、直接的な一般視聴者ということから少しはずれるかもしれませんが、外部にはNHK以外の様々な、番組制作能力を持った人たちがいらっしゃいます。そういった新しい発想、視点を取り入れた、NHKの独りよがりではない開かれた番組づくりを目指していきたいというところでございます。

デジタル化については、新しいものではございません。地上デジタル、BSデジタルを既にやっておりますけれども、特に地上デジタルについての、着実な普及促進を図りたい。それから、後ほど申し上げたいと思いますが、サーバー型とか、ワンセグといった携帯端末を使ったサービスが出て参りますので、それら様々な視聴形態に対応するような新たなサービスを開発して参りたいということと、当然のことながら人にやさしい放送、お年寄りや障害を持った方々が等しく情報を享受できるような仕組み、取り組みを心がけて参りたいということでございます。これが放送に関するものでございます。

4ページでございますが、組織でございます。組織と業務につきまして、大幅な改革、スリム化を目指したいと考えております。NHKはこれまで、地上放送、アナログ放送を主体に制作体制が出来上がりました、そのまわりに様々な技術、管理部門が出来上がりました、アナログの地上波を制作していくことを主体に全体の仕組みがほぼ出来上がってきております。もちろん、衛星、デジタルというものをやっておりますので、それに対応するために組織をその都度変えてきておりますけれども、やはりここで抜本的に、デジタル時代に向かった制作体制のあり方を模索すべきではないかということで、部局の統廃合、管理部門の縮小も含めまして改革、スリム化を行いたいということでございます。

2点目は、先ほど若干申し上げたところと関連致しますけれども、外部の制作者と番組の企画、制作を競い合う仕組みを作りたいということでございます。NHKはこれまで、アナログ地上波主体の放送体制の中で、本体制作と私どもは申し上げているのですが、NHK NHKの職員を中心に番組を制作しております。それから関連団体がそのまわりにいまして、NHKグループという言い方の中で、NHKの職員が出向していたり、あるいは、OBがいたりして、NHKの本体のノウハウを身につけた人たちが、番組に関わって参りました。そういうことを改めていきたい。できるだけ、外の血を入れるような仕組みを図っていきたい。そういう進め方を考えたいということでございます。それから3点目として、業務の見直しも行いたい。今の段階で1波削減というのはわかりやすいのでしょうけれども、なかなかそういう訳には参りません。24時間放送というものを、ラジオ第二放送を除いてすべてのテレビ、ラジオで現在実施しておりますが、そのうち、教育テレビと衛星ハイビジョンについては24時間終夜放送を見直したいと考えております。3時間程度になろうかと思いますが、休止時間を設けたいと考えております。

4点目は、人員の削減でございます。今、1万2千人弱、1万1千8百数十名の職員がおりますが、そのうちの10%およそ1,200人を平成18年度から3か年をかけまして削

減して参りたいと思います。とはいえ、削減したために番組の質が落ちることになっては困りますので、そうならない工夫をしながら削減をして参りたい。具体的な計画を作成中でございます。

5点目は関連団体でございます。今、34団体ございますが、NHKと一体となって諸々の改革を進めると同時に、時代にふさわしい再編成のあり方についても考えて参りたい。それらが組織業務の改革スリム化でございます。

大きな3つ目は、「受信料の公平負担に全力で取り組みます」ということでございます。今のNHKの財政危機は、支払い拒否・保留が昨年来非常に増えてきていることでございます。後ほど、数字等につきましては、申し上げたいと思いますが、そういう中で、現在お支払い頂いている方から、払わない人を放っておくのは不公平だという声が非常に大きくなってきております。こういうものに対して、NHKとして今の段階でどういう手が打てるのかということ考えたのが以下の3点でございます。

1点目は、まず、現在の受信料制度体系の中で、不払いに限らず、不公平だといわれている点をより合理的なものに改めたいということで、例えば単身赴任、あるいは学生の方々、2つあるいは3つに分かれてお住まいでテレビを持っておられるということでそれぞれ契約をして同じ料金を頂くということは、少し不合理なのではないかということで、より合理的なものに直すことを検討して参りたいということでございます。むろんこの2つだけではなく、様々なものを含めて直していきたい。

2点目は、長期に、特に口座でお支払い頂いていた方々は、NHKとしては非常にありがたい、「お客様」という言い方が適切かどうかわかりませんが、方々でございます。特に、NHKとしてのコストが少なく、自動的に引き落としされる、しかもほとんどが前払いでお支払い頂いている、大変ありがたい方々です。やはりこういう方々に対して何らかの優遇施策を実施しないといけないのではないかという考え方です。実際、そういう声もたくさん頂いております。どんなビジネスでも、そういういいお客さんに対しては何らかのサービスをするものだということで、NHKはなぜ考えないのかというご意見を頂いておりますので、こういったことも実施して参りたいと思います。

3点目、これが非常に今、マスコミを通して宣伝されております。どうしてもお支払いいただけない方について、むろん、我々は今までどおり説得、ご理解賜るという活動は続けて参ります。今後も、それは、1軒1軒に対してやるつもりでおりますけれども、それでも尚且つ払わないというような方に対しては、民事手続き、簡易裁判所を通じました支払い督促、こういうことをやらざるを得ませんということで、そういう形で公平負担に取り組みたいということをお願いしております。

以上がプランの中身でございますが、もうひとつの財政のところを簡単に申し上げます。収支の状況のうち、9月末の施行予定額は、NHKの今年度予算の半分です。したがって2倍すれば、今年度の予算になるとお考え頂きたいと思います。受信料は9月末で3,239億円、予算としては、これだけの収入があるというふうに設定していたものでご

ざいます。これに対して、見込みとしては 3,002 億円です、237 億円不足しますということでございます。これを 2 倍して頂ければ、今年度の不足額となるということでございますので 460~470 億円、500 億円近くの受信料収入の不足が生じると考えております。それから、支出の方ですが、年度当初より、様々な節減に努めて参りました。いわゆるケチケチ作戦で、大きなものを削ったというのではなく、事業運営費は 176 億円が 9 月末で余る状況で、2 倍すると 350 億円程度ということになります。その他の収入は 17 億円増えております。副次収入を増やそうとやっておりますが、そうそう増えるものではないので、多少、収入に比べると、支出が足りなくなると計算しております。その場合は繰越金として 366 億円ございますのでその一部を今年度については充てようと考えてございます。NHK の収支というのは一般企業と違いますが、収入が減っても、支出を減らせば、それで収支が合うんだと、予算決算のところでございますが非常に一般企業の感覚からするとおかしいものになってはいますが、これで良しとするのではなく、様々な節減、受信料も予算どおり収納することを目指しながら努力を続けていくということでございます。それで、なぜ、237 億円もの受信料の不足をきたしたのかということでございますが、大きく 3 点に分けております。

1 点目は、先程来申し上げている不祥事を理由とした支払い拒否・保留で、9 月の見込みとして 130 万件発生するだろうという風に立てました。現実には今の時点では 127 万件と 3 万件ほど少なくおさまりそうでございます。130 万件で計算すると 90 億円足りなくなる。

2 点目は、毎年営業目標というのを立てまして、契約総数、これは衛星も地上波も含めましてとにかく契約のすべての総数を増やしましょう、年間今年度は 20 万件増やしましょうという目標を立てました。さらに、衛星契約だけで言うと年間 50 万件増やしましょうという目標を立てました。大体、この程度の目標を立ててやってきておりますが、これに対して、この半年の動きを見ますと、契約総数のところでは、逆に 24 万件減るということでございます。それから、衛星のところは増えますけれども 4 万件にとどまるということございまして、この理由は、不祥事に伴う支払い拒否保留への対策にパワーを割いておりまして、目標達成のところまでなかなかパワーが割けないという現実でございます、そのために、合わせましてマイナス 40 億円の不足をきたすところでございます。

3 点目が、これまで言ってこなかったところでございますが、口座振替利用中止者がいらっしゃいます。これが 107 億円でございます。これは、どういうことかと申しますと、口座振替の方が 8 割を超えていますけれども、様々な理由から口座振替を中止なさることがあります。中止されると、必ず一度訪問します。それで、再開して頂ければ、それはそれで結構なんです、払いたくないということで、その理由として不祥事を理由とする場合は、不祥事の方、1 点目の方にカウントしますが、不祥事の問題ではなく別の理由、理由のよくわからないものも含めまして収納できていない部分を、3 点目として

まとめている。これも件数で申し上げますと 130 万件で 107 億円。これは、不祥事が理由だとわかった時点で 1 点目に数字が移るという相関関係にあります。

そういう減収の内訳を合わせて半年で 237 億円の減収をきたすということでございます。もちろん、信頼回復、経費削減の努力をするのは当然でございます。若干、減収内訳のところで補足させていただきますと、お手元の資料の のところで 130 万件、 のところでたまたま同じ数字 130 万件と申し上げました。この他に、もう一つカテゴリーがございます。ご自身の経済的理由でありますとか、あるいはNHKの受信料制度に対する批判、長期不在という様々な理由から、1 年以上にわたって、契約をして頂いているにもかかわらず、お支払いが滞っている、いわゆる滞納という方々が 139 万件ございます。そうしますと、1 点目の 130 万件、3 点目の 130 万件、それから今申し上げた別の理由による 1 年以上の未払い 139 万件、合わせまして 399 万件およそ 400 万件発生しております。先ほど申し上げました、民事手続きを利用するというのは、こういう方全員に対しまして行っていきたいと思っており、対象には例外を設けないと考えておりますが、やはり、現実的なところからいうと、長期に渡ってお支払い頂けない方をまずターゲットにして行うのかなと今のところ考えております。このほかに、未契約という方々がいらっしゃいます。もともと契約の無い方が、新聞等で発表しておりますが、960 万件程ございます。この方々をどう見ているかということでございますが、960 万件は推計でございます。一つ一つ把握している人達ではございません。先ほどの、支払い保留されている方は、把握しておりますが、未契約という方は把握しておりません。ただし、推計で、これまでの例から言って、40~50 万は確信的に信念を持ってNHKと契約を結ばないという方がいらっしゃいます。残り、ほとんどは、そういう方ではなくて、一時的に契約が無い状況、つまり引越し等で契約がとぎれた状況、それからまた、新たに結婚等の理由で世帯を作ったがまだ契約されていない、そういう一時的な未契約状態の方々が何百万件いらっしゃると考えております。この方たちは払いたくないという方たちではありません。現に、先程、目標数を申し上げましたが、年間目標 20 万件とか衛星目標 50 万件というのはこういう人達が対象でございます。たとえば、年間目標 20 万件と申し上げましたが、結果的に 20 万件にしたいということでもあります。つまり、引越し等で契約が落ちてしまった場合、それが 300 万件あったとして、新たにお訪ねして 320 万件取ったとすると 320 万件引く 300 万件として 20 万件残ります。これがその目標の部分でございます。20 万件だけ取るという目標ではなくて、300 万、400 万位毎年新たに新規開拓して行って、しかしながらその一方でそういうことをして行って、その差し引きが目標に対応するものになるということ。従いまして、その対象となる方が、今申し上げた未契約の方のほとんどととらえています。従って、民事のところで行いたいというのは、そういう方たちよりも、契約しているんだけどもお支払いいただけない方、その方たちを対象に行いたいと考えております。むしろ、未契約の方の中に、確信的に嫌だという方もいらっしゃいます。特に、大口の事業者、例えばホテル等でもいっ

やいます。そういう方たちに対しては、何らかの法的なことを考えないと、公平性というのは保てないと思いますので別途検討して参りたいと思っております。

ここまでが、「新生プラン」ということで発表したものとその背景の収支についてでございます。

それでは、当初頂いているご質問に対して、続けてご説明してよろしいですか。

まず、「NHKだからできる放送を掲げているが、それ以外については、受信料で成り立つ公共放送でなくてもよいと考えているかどうか」についてですが、これにつきましては、あくまでも、NHKだからできるということを強調したものでございまして、これ以外にも様々な番組分野をバランスよく、やはり公共放送としてやっていくべきだと私も考えておりました、書かれていないものは、全部民放さんにお任せすれば良いという表現をしたつもりではございません。

2つ目の「国民的財産である貴重な映像記録の蓄積を生かす番組、サービスとあるが具体的にどのような仕組みを考えているか、その場合、著作権についてはどのように処理するか」についてですが、まず、アーカイブスというのが川口に数年前できまして、ニュースの項目で言いますと126万項目、番組で言いますと45万本保存しております。そのうちから非常に見たいという声の高い、非常に優れた番組等、あるいは賞をとった番組、様々な理由で代表的な番組5,000本を選び、番組公開ライブラリーとして無料で公開しております。これは川口のアーカイブス、NHKの各放送局、全国37箇所で行けば自由にご覧頂けるようにしております。それから、こういった番組については、日曜の夜11時から総合テレビで選んで放送しているということでございます。そういう形で社会に還元していきたいと思っております。当然のことながら、著作権はそれに対応した処理をしております。中には、意義をご理解頂いて、無料でやって頂いている部分もございますが、必要なところにはお支払いして処理をしております。放送とは別の著作権処理を行っているところでございます。

次に、視聴者第一主義に立った開かれた番組づくりにどんな仕組みを考えているのか、第三者機関によるチェック機能を設ける考えがあるのか、についてでございます。これにつきましては、現在、「NHK“約束”評価委員会」というものを設置しております。外部の3人の専門家で構成します委員会でございます。大きく6項目の評価の対象となる“約束”を公表しておりますが、それについて具体的に、どういう仕組みで視聴者のみなさんから頂いた声をもとに、3人の方々が専門的に分析をして、その約束を果たしたのかどうなのかということをやっている最中でございます。まだ、形にはなっておりませんが、来年の6月頃には報告を頂いて、公表することにしております。ということでこれまでにない機能を設けたいということですのですでに取り組んでいます。それから、その他にも様々ですね、放送法にさだめられている放送番組審議会、中央放送番組審議会と地方に8つある地方放送番組審議会を月一回開催致しましてそこで様々なご意見を賜っている。また国際放送につきましても、国際放送番組審議会を設けて、

ご意見を頂いている、等々もちろん一般の方々からも頂いている。こういった形の中で、声そのものは頂いておりますし、また、「“ 約束 ” 評価委員会」というような格好で専門的にNHKがどこまで約束、視聴者の声を受け入れられるのか評価して頂くようなことも行ってあります。後ほどご質問があればまたお答えしたいと思います。

それから、番組制作についての外部の人材、どういう形で、比率はどうかというご質問を頂いておりますが、これにつきましては、外部の企画提案を受け付ける窓口機能を整理するということで、そういうことをやれるような組織の改革を今、行おうとしておりますので、きちんとした窓口を設けたいとまず思っております。それから、数値でございますが、外部制作比率というのは、なかなか出し方が難しいのですが、一応平成16年度の実績で申し上げますと、純粋に外部のプロダクションに制作をお願いしております比率は、テレビ5波の平均で4.3%になっております。それから、関連団体、制作関連団体が3社ありますが、これら3社も合わせた比率はテレビ5波平均で39.9%でございます。この数字は番組購入は除いております。今考えておりますのは、純粋に外部プロダクションの制作比率を今後、いきなり上げることはできないと思っておりますが、上げていきたいという意向をもってあります。

それから、新サービスについてどのように考えているのか、ということですが、インターネットにつきましては、総務省の方で、以前、検討して頂きましたインターネットのガイドラインというものを設けられまして、それにそって、NHKは毎年、インターネット利用計画というものを作成して、どの程度の費用で、どの位の規模で、どの分野でやるのかということ、明確に方針を出しまして、それに従って業務を進めているところでございますけれども、このインターネットにつきましては当初3ヵ年ということでいわゆる放送政策研究会というところで議論があったと聞いておりますので、私どもとしましては、ここまでインターネットが発達、普及してきておりますと、視聴者の方々にとって利益になるような、もう少し自由な使い方はないのかということ、議論して頂けたらありがたいと思っております。

携帯端末については、ご承知のとおり、来年の春、4月1日からワンセグという名称でNHK、民放が一緒になりまして、地上デジタル放送と同じものを携帯向けに放送するというサービスを考えてあります。それから、2007年になりますとサーバー型放送というものが登場してくると見ておりまして、このサーバー型放送というのは、まだまだ可能性について未開拓な技術でありまして、様々な新しい可能性をもっており、まだ、どういう形でやるのが良いか決まっておりますが、そういったものについて、NHKも考えて参りたいというところでございます。

それから、デジタル時代の著作権のあり方について、お尋ねでございますが、私どもは著作権を利用する立場であると同時に、著作権を持っている立場でございますが、なかなか難しい面がございますが、ブロードバンドが発達してくる昨今の中では、様々な著作権者とどういう形で配分するのかというルールとか、権利処理の手続きを簡便に進め

る為の合意といいますかシステム作り、こういうものをできるだけ早く整えていきたいと思っているところでございます。

それから、「組織・業務の改革について何を考えているか」ということで、特に、関連団体のところでございますが、これについては、平成 10 年度にNHKの関連団体は 65 団体ございました。現在のほぼ倍弱ですが、これを整理して参りまして、昨年度末に 34 団体に合併を進めて参りました。こういう方針を今後とも貫いていきたいと思っております。やはり時代状況にあわせなければいけない、デジタル時代にどういう形の関連団体のあり方が良いのかということ、あるいは、公益法人の制度改革も行われるということも耳にしておりますので、そういった公益法人も数社ございますが、そういったもの見直し。それから、重複業務を行っているところも若干ございます、例えば技術系の 3 社をどうするのかとか、各地方にもございますので、そういったものもどうするのかとか、まだまだこれからの検討になります。今申し上げたのは、それを必ずやるということではなくて、そういったことを視野に入れながら再編成という書き方をしているということでございます。いずれにしましても、NHKグループ全体が視聴者第一主義ということで業務を行っているという基本方針には変わりはないということでございます。それから、「外部と競い合う仕組みの導入は具体的にどういうことを想定するか」ということについてですが、先程、窓口を整備すると申し上げました。これまでは、NHKの中に、各番組制作部門、例えばドラマ部とか、教育番組の学校放送番組を制作する部とかさまざまございますが、そういった制作部局が直接的に外部プロダクションをお願いするとかのやり方をやっておりましたが、一元的に編成局というところに集約致しまして、編成局はトータルのバランス、コスト等々を考えながら、そこが窓口となって外部プロダクションとの交渉をやっていく仕組みに改めたいということでございます。これによって計画的に、外部プロダクションに制作をお願いするような仕組みが出来上がってくると考えております。

それから、「放送設備の設備計画を見直すとデジタル化への影響はないのか」ということでございます。ご承知のとおり 2011 年にアナログ放送を終了するという国の方針がございますので、NHKとしては、これまでどおり、あまねく受信できるようにするという義務がございますので、それに向かって、ここは歯を食いしばって、設備計画を進めて参りたいと思っております。ただし、財政も厳しいという現実もございますので、地上デジタルにつきましては地方の民放さんと一緒に設備を作る、いわゆる共同建設、共建と呼んでおりますが、そういうものを前提にやっていきたい。それから、地上デジタルとは直接関係ありませんが、放送会館が地方にございます。大体今まで、1年に2局程度のペースで、老朽化したものから建替えをやっておりますが、そういうものを見直し、遅らせていくということにも取り組んでいきたいと思っております、それから定期的な保守メンテナンスにつきましても、年数が来たら規定どおりやめるということではなくて、使えるものは使うという形の中で設備計画を見直したいというところでござ

います。

それから、「教育テレビ、衛星ハイビジョンの 24 時間終夜放送の見直しでどの程度の経費削減効果があるのか」ということですが、先程申し上げましたように 2 波で 3 時間それぞれやめたとしますと、およそ 2 つで 1 億 4 千万円ほどの経費削減となります。放送権料等で約 1 億円、電力料金等で約 4 千万円という風に試算をしているところですが、これら、経費削減は 1 つの例でございますが、もちろん他にも行いますが、額としてはわずかではございます。それから、「空いた時間はどうするのか、貸し出すことはないのか」ということにつきましては、大規模地震等、緊急事態が発生した場合、直ちに放送をやめている電波を使って放送をするという意味から当面そういうことは考えない。したがって貸し出すということも考えないということでございます。もともと、制度上も放送するために免許を頂いていることで、貸し出すということは制度上の課題もあると考えております。その場合は、さまざまな課題を解決していく必要があるというところでございます。

それから、「保有チャンネル数の見直しが有効ではないか」ということですが、それぞれが、放送法あるいは放送普及基本計画に定められてそのとおり実施しているものでございます。NHK 公共放送として、その電波は必要だという考え方を持っておりますのでその役割を果たして参りたい。ただ、ご承知のようにアナログハイビジョンは 2007 年に終了しまして、ハイビジョンはデジタルにすべて移行します。そうしますと、そのチャンネルが空きますので、それをどう利用するかは、衛星放送の将来的な利用計画で変わってくることでございます。これにつきましては総務省が今月中に衛星放送に関わる研究会を立ち上げたいということで、そこでご検討されると聞いておりますので、そういったご議論も参考にしながら、NHK としての考え方をまとめて参りたいと考えております。

それから、受信料制度について「そもそも無理があるのではないか」ということですが、現状、受信料制度をとっている中で、無理かどうかという、先程申し上げましたように 399 万不払いの方、未契約の方も存在しますが、まだまだ 80% を超える方に払って頂いております。その中で、我々は今後とも努力をしていくということが、やはりまだ大多数の意見だろうと考えております。

それから、法的手段について、「視聴者の反発を招くのではないか」ということですが、ご心配のところは、その通りだと思います。私どももそのことは懸念しておりますが、しかしながら、一方で何らかの形で公平負担を徹底していくということをしなないと、ますます不公平感を助長して、これこそ、受信料制度の崩壊につながるということで敢えて、そのところは十分にご説明した上で、ご理解を賜りながらやっていきたいという考え方でございます。

それから、「契約受信料制度」。これはスクランブル放送だと理解しておりますが、さまざまなジャンル、分野をあまねくやるということの中で受信料を頂いておりますので、

受信料制度の理念とスクランブルとは両立しづらいというものではないかということで、今の段階では難しいと思っております。仮にスクランブルをやるとすると、不払者の方が逆に払ってくれる、契約をすることになるのではないかと、ということについてですが、そういう部分はあるかと思いますが、反対に、今ご契約頂いている方たちが離れていくという部分もありますので、そのあたりのそれぞれの長所、短所というものを十分に検討していかなければいけないと思っております。

それと、契約受信料制度、スクランブル制度に反対であればその理由を、ということですが、地上波につきましては、今これをやれば、NHKだけがこれをする事になりまして、そうなった場合に、公共放送としてふさわしいかという議論が一方で必ず起こりまして、場合によっては、公共放送はいらぬのではないかと議論になるのではないかと、私どもは恐れております。地上放送では極めて実現性は乏しいと現時点では考えております。それからまた、衛星放送につきましても、現時点では、NHKがスクランブルをやることは、市場の活性化にはつながないだろうと考えております。従いましてNHKとしましては、受信料制度の理念を守っていくことが大事なかなというふうに考えております。

それから、収支予算等が国会承認事項であることについてどう思うか、ということですが、これは放送法どおりということございまして、私どもとしては、放送法の定めによってやっているということで、収支予算事業計画について国会での承認を得ないといけないという決まりになっておりますので、そのとおり実施しているということございまして。ただ、決められた背景を想像するに、やはり、NHKは表現の自由にかかわる放送事業者だということで、放送法上、番組編集、人事、財政それぞれにつきまして高い独立性、自主性を保証されております。それで受信料制度というもので広く視聴者が負担するということが決められておりまして、そういうことの中で国会という形でパブリックコントロールが行われるという仕組みになっていると思っております。例えば、国会承認ではなくて行政府が許可、認可をやるとなるとどうなるか、行政府との間で距離をとることがむしろ必要になるのではないかと、ということで国会承認ということになっているのではないかと、我々は考えております。

鈴木主査)

どうもありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。どなたからでもご意見、ご質問をどうぞ。

鬼木専門委員)

今回のような政策を出されるのは、受信料の問題が一番大きな契機になっていると思います。細かなことから先にお尋ねしたいのですが、法的手段の活用を検討するという点についてもう少し具体的な、例えば、葉書をだすのか、裁判所に訴えるのかなどお聞きしたい。

中川理事)

まず、基本は法的手段ではなく、繰り返し説明にあがるということです。その上で、いずれこういうことをお続けになるとNHKとして法的手段も考えざるを得ませんということをおし上げて、尚且つ、お支払い頂けない場合は簡易裁判所を通じまして支払い督促というものを郵送してもらおうということでございます。

鬼木専門委員)

そこで、支払った場合はそこで解決ということか。

中川理事)

はい。

鬼木専門委員)

そこで、支払わない場合は。

中川理事)

そこで2週間以内に異議があるということがあれば、通常裁判に移行することになる。

鬼木専門委員)

ということは、NHKが原告となって、督促の訴えを提起するということになるのか。

今井統括担当部長)

支払督促制度の中では、簡易裁判所から督促が行きますが、受け取った方に異議がある場合は、通常裁判に移行することができることになっております。

鬼木専門委員)

NHKの側から移行させることができる？

今井統括担当部長)

いえ、督促を受けた方がそのNHKへの支払いについて、異議がありましたら通常裁判を選択することができる。選択されずと、NHKを原告とする通常の裁判になります。

鈴木主査)

要するに、払わなければ、裁判にせざるを得ない。ただ督促命令を出しても払いませんといったら、それ以上追及するには裁判するしか手がない。

今井統括担当部長)

その2週間をそのまま過ぎまして、その後にもう一回手続きがありますが、そのまま何の異議を申し立てず、且つ払いませんと、確定判決と同じ効果を持つこととなりまして、強制執行ができることとなる。ですから、何も手続きをお取りにならないければ、最終的には強制執行で差し押さえるということができる。

鈴木主査)

相手方が、払いませんそして裁判に移りますと言わない限りは、債務名義が発生してしまうということですね。強制執行力を持った。

今井統括担当部長)

確定判決と同じ効果になるということです。

鈴木主査)

確信犯はどうなんですか。20%の確信犯は？

中川理事)

契約がもともとなければ、同じ方法はとれないですね。これは、まず、契約をして頂く。放送法 32 条に基づいて、契約義務が定められていますから、それをもとに契約をして頂くという通常の裁判をNHKが原告となって起こすということから始めざるを得ないのではないのでしょうか。それは、もう少し検討していかないと、様々な法律上の難しい問題があるように思います。

鈴木主査)

テレビを持ったらNHKの受信料を払わなければいけないというのは、憲法上疑義あり、財産権の侵害という議論があるが、その辺は検討されていますか。

中川理事)

私どもとしては、疑義ありという考え方があるということは承知していますが、しかし、NHKとしてはあくまでも放送法に基づきまして業務は執行しているということでございますので、それは、NHKが判断するという話ではなく、別のところで、議論なりご判断頂くということにならざるを得ないと思う。NHKが「疑義があるから結構です」という話にはならないと思うので。

鬼木専門委員)

もう少し具体的に法的手続きの中身をお尋ねしたいのですが、仮にある人が今年の4月から今まで支払っていたのを止めた、それに対して督促する場合に、督促を例えば10月にするとしたら、数ヶ月の未払い期間がある訳ですが、未払い期間全部にさかのぼって督促するということになる訳ですか。

今井統括担当部長)

お支払い頂く受信料については、時効の問題はありますが、仮に未払い期間が7ヶ月分ということであれば、おっしゃるとおりその全額ということになります。

鬼木専門委員)

例えば、その人が、今まで支払わずに悪かった、これからは支払いましょう、過去の分はチャラにして欲しいというような、表現は悪いですが、そのような行動をとられるケースは結構ありうると思うのですが、そういう時はどういう対応をお取りになりますか。

中川理事)

私どもはあくまでも、勝手に減額する訳にはいかないということでございます。免除は免除で別に法律で決まっておりますので、勝手にNHKの判断だけで、お客さんとのやりとりの中で減額する訳にはいかないの、あくまでもそれはお願いしております。現実には、5年分は払うけど10年分は勘弁してよということがあるかもしれませんね。ただ、我々としては払っていただくしかありません。

原委員)

補足の質問ですが、過去の分は問わないという話がありますが、今年になって明確に不

払いということで、受信料をお払いになっていない実態はあるのですが、それまでも払っていない人はいますよね、家計が苦しいからということで電話代とか、電気とかガスとか払えないという実態もあるわけで、そういう人達と、区別というとおかしいですけど、すべて簡裁を通して督促、命令ということもあるということでしょうか。

中川理事)

対象としては、あくまで 399 万件で、法律を適用する訳ですから、例外を設けてはいけないという感覚でやらないといけない。ただし、現実的に考えれば、そこは、もう少し別の考え方もまたあるだろうと。具体的にどうやるか、社会的な納得を得られるやり方をどうするかについては検討している最中なんです。

鬼木専門委員)

現在、未払いあるいは支払い拒否をされている人に対してNHKさんから地域スタッフの人が働きかけて少数ながら再開している方もいるという話を承っておりますが、その場合の処置ですね。いつから支払いを再開するかということが、現実問題としては公平性で問題になるかと思いますが、実質上、どういう扱いをしておられますか。私が仮に半年未払いで、「支払いしましょう、来月から」となった場合、NHKさんの集金の担当の方は、「結構です。来月から頂きます。」とおっしゃるのか。過去の方はいずれ払って下さいとはいうものの。

中川理事)

そういう風には申し上げます。とにかく、今まで払っていない分についてお支払い頂きたいと申し上げます。

鬼木専門委員)

そうすると、それは大変だと、では支払再開は止める、もう少し未払のまま頑張るということになるかもしれません。そこを当然現場の方は見通して、視聴者の未払いの方と話されているはずで、その対応がどうなっているか気になります。公平性とか、扱いの一貫性とか。当然、噂も伝わりますし、今月から払うということで勘弁してもらったよとか。その実態を教えていただければと思います。

中川理事)

これは正直言って、現場でどういう処理の仕方をするかは難しい。ただ、値引きだとかそういうことはしないということが大原則でございまして、現実的に、2年分5万円じゃあ払うよといって払って下さった方のようなケースも結構あります。「どうしても2年分払えと言われると払いたくない」「来月分からだったら払う」と、そこをどうするかですね。そこはなかなか難しいですが、ただ我々としては、「値引きしていいよ」、「来月からということで契約し直していいですよ」ということは申し上げられません。

鬼木専門委員)

具体的には、銀行の自動振替を3か月前に停止し、3か月経って再開しますと、銀行から自動的にお金が行きますね。それは3か月前の受信料に充当するのか、それとも振り

替えた月の請求書に対応する受信料をとるのか。会計上の取り扱いですからはっきりされていると思うんですが。

中川理事)

銀行の場合は、口座を止められた時に一回訪問します。訪問集金に切り替わる訳です。そこでわかったと言われれば、振り込まれてなかった分についてはそこで頂きます。また、何月から引き落としということになれば、その時点から引き落としが始まります。途中は訪問集金で頂きます。

鬼木専門委員)

訪問集金で頂けない場合は、3 か月は訪問集金になったが頂けなかった。しかし銀行振替は再開するといった場合ですね。

中川理事)

そこを訪問でお願いをしまして、3 か月分の不払い、実際は4 か月とか2 か月の単位になりますが、その分はそこで頂くようお願い致します。

鬼木専門委員)

仮にそれが頂けない場合についてはどうされますか。

中川理事)

なるべく説得して、訪問で頂きます。引き落としの部分は将来の話として、では何月から引き落としにしましょうと。引き落とされるまでの分と、これまで払って頂けなかった分は払ってくださいということで、それは訪問の形で現金として頂きます。

鬼木専門委員)

その場合、口座引き落としが、訪問集金の代わりになるということは無いということですね。

中川理事)

それはございません。

鈴木主査)

要するに、新たな不公平は作ると大変なことになると言っているけれども、現実問題はいろいろあるでしょうね。そこはきちんと歯を食いしばって、全部頂くと処理するしかNHKとしては仕方が無いというお考えだということですね。それは建前としてはそうだと思います。それは貰きたいとおっしゃっている訳ですね。新たな不公平を生むと大変でしょうからね。

黒川委員)

先程ですね、優良な方たちに、今まで、不祥事起こったし、いろいろあるにもかかわらず淡々と払って下っている方に対して、何か考え方を導入しなければいけないという話がありましたね。こういうことが起こっても払って下さっている方がいて、一方で、こういうことが起こって払わないという方もいらっしゃる。法律の制度に基づいてやっているから、建前として、とことんやらないといけないとお考えになりながら、一方で優

良にずっと払ってくださっている方には何か工夫をしなければいけないという考え方で矛盾していませんか。そこが、微妙なところで、多分、鬼木先生の話は、一方でそういうことも考えるんだから、例えば、1年間思い切ってNHKは経費を下げ、一割くらい下げる代わりに、ずっと払って下さった方には申し訳ないけれども、未納の方はこれから結構ですといったロジックができたなら、昔の90%超える収納のところソフトランディングできるのではないかと。今の制度のために頑なに全部払わないとダメと言いながら、8割のところ右往左往しながら、片方で優良に払って下さっている方のために何とかしなければならないと思っているという気持ちのところは、論理的に、ストンと落ちないですよ。ものすごく苦労されていることはよくわかるんですけど。

鈴木主査)

少なくとも先払いをしているのだから、先払いの金利分位をまけるのは当たり前という議論だと思う。こんな低金利時代だから金利計算はできないが。本来なぜやってこなかったのかとさえ思います。

中川理事)

例えば、5700人の地域スタッフがいて、訪問集金をやって頂いている。その人達に年間300億円を超える報酬を全部で払っている。ところが、銀行口座で自動的に引き落とされると、非常に安いコストで済みます。そこは、コスト的にも違う訳です。

原委員)

もうひとつ違う観点からですが、経費削減のことですが、もちろん、今回のことで、受信料も払わない人達が増えたということですが、背景には、今回のことだけに限らずNHKの番組を見ていると非常にお金をかけていらっしゃる、コストがかかっているということ番組を見ていて意識をしているのです。でも、民放は広告料で成り立っていますから、ニュース番組とかでも、スポンサーの意向みたいのがあったりするので、そういう部分では、自分たちで受信料を払っているからNHKには受信者の要望にかなった番組を作っていただきたいという気持ちはある一方で、ずいぶんお金をかけていらっしゃる印象があります。それから知り合いにも地方で民放に勤めている者がいるのですが、例えば取材なんかにしても、NHKはいつもタクシーを使っていると。非常にお金をかけているというようなことを言ったりして、得てしてそういうのは口コミでいるんなどに伝わっていると思うのです。払っている受信料をきちんとしたコスト意識のもと、管理して番組を作っているのかということ、そういうことも背景というかバックグラウンドとしてあると思っておりまして、その部分も、ここに、項目として掲げられていますので、一生懸命やっていたらと思うのですが、どういった努力をされているのかの情報開示とか具体的な数字というものが必要ではないかと考えておりますが、今、どのような検討状況にあるのかお聞かせ頂けたらと思います。

中川理事)

よく、そういうご意見は耳にするんですね。ひとつは民放と番組の制作費を比べるのが適当かどうかということはあると思うのですが、まずは、単純な誤解で、NHKの方がものすごい高いお金をかけて作っていると思われるふしがあるのですが、私どもは決してそうは思っていないんですね。現実的に、ドラマが一番わかりやすいと思うんですが、NHKは昔から安い出演料でお願いを致しまして、それがために、著作権料なんかで、放送料としては、ある一定の額を基準に従ってお支払いはするのですが、2次利用、3次利用となってきた時に、出演した方たちに出演料がわずかしかない、そういうこともあったりして、むしろ上げてくれという声が、業界の中では高いんですね。何をもって比べればいいのかというのは難しいんですが、NHKが贅沢をしているとは私は決して思っていないんです。ただし、民放さんは、まるごと外のプロダクションに人件費も含めて任せてしまうという形を非常に多くとられている。そういうときに、そのプロダクションがまた下請けを使ってやるというところで、どんどん中間的に、管理費のような形でお金が出ていくということになると、本当に、作っている方たちにどこまでのお金がいっているのかということ、当社の制作予算より少ないのかもしれない。外で作ってもらう時には、必ずそういう問題はつきまとうんですが、先程説明しましたように、NHKもあえてやりましょうということの一つの考え方として打ち出してきてはいるわけですが。それから、タクシーの問題につきましては、反省しないといけない点はあると思うんです。電車、バスでも行ける、歩いても行けるというのをタクシーで行けば、そういうことを言われるかもしれない。ただ、それぞれに事情がございまして、例えば機材がいっぱいあって、とてもバスなんて乗れないとか。カメラとかバッテリーとか。海外取材なんかの場合は30kg、40kgは当たり前ですから。そういう場合にたまたまタクシーをお願いして運んでいる場合もある。それから、急いでいる場合、あるいは、バスや電車が走っていないところもある。様々なケースがある。私どもとしては、皆さまから頂いている受信料などで、できるだけ無駄使いをしないでやりたいということで、そういうところはシビアに見ている。タクシーの使用料金も年々実績として落としてきている。その辺のところは是非ご理解頂きたい。ただし、台風とか地震とか大災害が起こった場合、これは一刻も早く正確な情報を伝えるという義務がありますから、これは、民放さんより人員、機材は多く投入するかもしれない、これは間違いなくあると思います。ヘリコプターも飛ばします。だから、それだけを見て、NHKは贅沢をやっているというのは、私どもとしても違うのかなと思います。

原委員)

補足をしますと、先程、確かに番組によって違うというのはありますよね。NHK出演料はそんなに高くないというのはありますけど、私自身が2つ感じてますのは、1つは科学放送のコンクールの審査員をずっとやっているんですが、NHKがダントツにお金をかけた番組づくりをしていらっしゃるの明白だから、毎年毎年賞をもらっている。もう1つはタクシーの話ですが、これは、ニュース番組を作るところで、一緒に仕事を

していて、それで同じように、番組を作る訳だけれども、夜になると必ずタクシー。民放は自分の車を使ったり、社の車を使ったりいろいろな工夫をしたりしてやっているのだけれども、NHKはコスト意識が欠如しているのではないかとやっている。

中川理事)

タクシーの利用方法は厳格に基準を設けておりまして、例えば、公共交通機関が動いている時間帯は、乗ってはいけないことになっている。使わせない。深夜になって、帰る手段が無い場合は使うこともある。その場合も泊まるほうが安ければそういうこともある。そういうこともやっています。ですから、必ずしもおっしゃっている部分がよくわからないんですが、ニュース部門だから、勝手にジャブジャブ使っているということはないはずです。

原委員)

それから、特番ですね、お正月用の特別番組とか。

中川理事)

番組の予算によってですね、多少、潤沢な予算がある場合と、非常に厳しい予算の場合とございますが、タクシーの利用とか、車の使い方などは、番組の予算によるわけではなくて、一律に決めてありますから、番組によって、そんなにいい加減な使い方をしていないわけではありません。全くないかというところと反省すべき点としてあるかもしれませんが。

原委員)

私が知っている話も断片的なところに過ぎないかもしれませんが。経費削減のところを、私どもは、受信料を払っているのですから、きちんとした経費の明細と削減のための努力というのを数値目標で改善して頂かないと受信料を払いましょうというところになかなかつながらないというところを言いたかったということです。

中川理事)

ここで一つご理解いただきたいのは、放送に関わる経費の使い方というのは、杓子定規に言いますと、編集権に関わるものなんですね。どこにどういう取材をして何にお金を使っているかということとはなかなか明かすわけにはいかない。放送番組については、出演した人だけに取材をしている訳ではない。出ていない方たちにも様々な取材をしている。その時に、取材源がどこかとか様々なことがある。あるいは、全部発表してしまいますと興味本位でこんなドラマでこんな金を使って、美術費はこんなにいらぬ、こんな俳優を使っているからどうだとか、俳優の使い方を含めて様々な意見がくることになる。それは、ある程度防がないと、自由な創作活動というのはできないわけですね。一言で言うと編集権を守るためということで、金の使い方というのはあまり出していないんですね。

それでは、あまりにもということ、今年度から、ジャンル別に例えば幾らから幾ら位の範囲でこれ位の予算を立ててますよということとはホームページに載せているんですね。

個別番組のどこでどう使ったかというのは、それはなかなかですね、もうひとつ大きな議論があるかと思います。

鈴木主査)

いろいろ問題はあるかと思いますが、公共放送であるが故に、NHKというのは国民が大事に守り育てて、お金を払うべきだ、たとえ見ようが見まいがということが基本になってきてしまっていて、見る人だけにするものは、公共放送として成り立ちにくいというふうにおっしゃっておられるわけですね。であれば、公共放送というものの要素は何なのか。つまり、こういう番組は必ずやるべきだという基準があるのか、それから、こういう番組は公共放送としてやりませんという基準はあるのか。それが納得できないと公共性というものに対して、その通りですと国民で等しく守り育てましょうというコンセンサスを得られないですね。

中川理事)

根本的に難しいご質問で、お答えになるかどうかわかりませんが、多分、歴史的に見ましても、これが公共放送なんです、公共放送はこういう要件でなければならないんです、これをやらなければ公共放送ではないんです、というのはなかなか決まっていなかったように思うんですね。やっぱり、それは、戦後の半世紀の中で、NHKという存在を認めて頂いて、それまでの反省もあったと思うんですが、受信料制度でやるという中で、公共放送のあり方を模索してきた、実績として積み上げてきたということだろうと思うんですね。では、定義的に公共放送は何だといわれても、なかなかこれは学者の方に様々なご意見があるようにですね・・・。

鈴木主査)

例えば、選挙の政党の政見放送というのは、あれは、法律で何か義務づけられているんですか。

中川理事)

政見放送そのものは、法律で義務づけられてまして、これは、NHKが制作主体ではありません。NHKの電波を通して放送しておりますが、これは、制作主体はNHKではございません。

鈴木主査)

そうですね。そう冒頭でお伝えしていますね。あれは、民放でもやるでしょう。民放の場合は、有料で政府はお金を出しているのですか。

中川理事)

NHKの場合も、政見放送のために、お金は頂いております。交付金という形で頂いております。

黒川委員)

いろんなメディアが出てきて、送受信者の絶対時間というのは、ある程度減っているんじゃないかという気がしたりもするんですけど、新しいメディア、BS ができたりとか

様々なことがあって、総時間はどう計ったら良いかわかりませんが、ただ、基本的には地上波に支払われているその総額に対して、それを国民の絶対数で見ている量というのは減ってくるという傾向はないんですか。

中川理事)

テレビ視聴の実態調査をNHKでやっていますが、それを見ると、若干減ってきてはあります。極端に減るという減り方ではないんですが、減ってきてはあります。

黒川委員)

これから、放送と通信が融合して、端末の形状もまるで違って来るようになってくると、NHKを絶対量として見る時間量というのが相対的に減る傾向にありながら、でも受信料システムでやっていかないといけない訳だから、徐々に相対的に割高になる。それから、どうしても必要な番組、やらなければいけない番組の送信のためのコストって相対的に高くなって来るのではないかと予想するんですね。ただし、今のところ、受信料プラス見られている量のかかわりで評価をすることは無いわけだから、払う側からすると、割高になっていくという傾向をずっと持ち続けたいといけなくて、新しいサービスを入れる分に関しては、何となく受益者負担という感覚で、追加的にいくと思いますけど、既存にあるものについては割高感が常に、しかも、NHKが供給している他のサービスとの代替関係でも、割高感を持ちながら見ていってしまうのではないかという感じで、今のシステムというのは、そういう状況を長期的に引き継ぐと感じてるんです。

中川理事)

それは、そういうお話のとおりかも知れませんが、現時点では、極端に割高感が増したというようなことはないだろうと思うんです。ただ、そういうことを言えば、民放さんも一緒だと思うんですね。

鈴木主査)

我々の問題意識というのは、現代の基本的なものの考え方は、サプライヤーの論理で問題を考えるのではなくて、利用者の立場で問題を考えるのだというところにあります。そうすると、利用者は、公共的放送だとNHKは主張なさるかもしれないけれども、受信機を買ったら受信料を必ず払えというのにどう考えるかということが問題となる。今の制度は、昭和20年代にNHKのラジオ以外に情報伝達方法が無かったとき、何か1つメディアが欲しいというときにこのシステムができたのですね。その時はわかりませんが、今の時代になってテレビを買ったら必ず、NHKは公共的だから国民が等しく育てなければならぬのだと言われると、そうかなと思う。受信者はいい番組をNHKが提供してくれるなら受信料を支払いましょうという考えを持つものだと思う。事実NHKは現在よい番組を提供していると思うが。そういうことであるならば、顧客の求めるもの、顧客の満足度をベースとして、システムを作り変えたらどうですかという事が我々の基本的なテーゼとなります。だから、そこらへんに対して、いまのお話で、中川理事がよくお考えになって心配しておられるのはわかりますけれども、どうもやっぱり、

公共放送だから受信料制度だというのは、すぐにはマッチングしないと思うのです。また支払実績で考えてみても、NHKが放送内容で今のレベルを維持すれば確実に支払率は上がると思いますよ。支払うべしと一応法律ではなっているが、それを拒絶している人たちが3割いるという状態の中で、その人たちは見てはいけないはずだが見ている。その見ている人たちが見れなくなったらたまらないというわけで、お金を払ってきますからね。

ということで、実益の問題はそうなのだし、実益を離れて、ものの考え方としても、公共放送だからみんなで手を出し合うべきだ、諸外国もそうだとおっしゃってもどうか。イギリスの場合などはいろいろなヒストリーがあつての上のものではないかと思いますが。そんな点も考えるといまターニングポイントに来ているのではないかと。何となく国民は納得してないのではないかと思います。そうとすると、今の状況で、受信料制度を続けると、結局自らの体を食いつぶして小さくなっていかざるをえないということに通じてしまうのではないかと。そしてNHKの中でも、スクランブル化をして契約受信料方式にすると、契約を多くするためには、公共性というものの上に立って、しかし、視聴者が望んでいる番組を作っていこうとインセンティブも働くということで質も上がってくるし、職員の精神的な改革も期待できるのではないかと、そこらへんも大いに期待できるのではないかと思うのですけれど。

それから、96年の行政改革委員会の報告の時には、NHKの責任者の方を交えて議論した上で、衛星放送についてスクランブル化を行うということを合意しました。ただし、スクランブルを行う時には、当時はアナログ放送でしたのでデコーダがあるので、その経費はなるべく少なくなるように検討すべきということを明確に約束しているのですよ。答申を見ていただければわかりますが。それが、どうなったかといいますと、当時は、3ヵ年計画の閣議決定に書き込むときには、行政管理庁というところがありましてそこが窓口としてやっていて、私と郵政省とNHKの方と合意に達していたものが、見事にすりかえられて、スクランブル化をして契約受信料方式にすべきであると明快に書いてあり、そしてその時のデコーダの経費を安くすることを検討せよと書いてあるのを、スクランブル化を検討せよと短絡して書き換えられた経緯をもっているわけですよ。それで2000年に改めて議論をした。そして、当時としては、デジタル化の時でないとなかなか難しいという技術的な問題から、デジタル化のときにやりましょうということになったのだけれども、その時の話も、デジタル化になった場合には少なくとも衛星放送については移行するという話であったというのは間違いのない話で、そこら辺との関連。規制緩和の立場としては、必ず払えというのは国民に対するひとつの大きな規制ですからね。それが、合理性を持っている場合はそれでいいけれども、やはり疑問が出てきた時にはそれを解いていくというのが我々の立場だから、それでやったことなのですけど。そこら辺を、今はあまり考えていないんだと言われてしまうと、組織体としてのNHKの一体性はということなのだと。ということをこちらは聞きたくなくなってしまふ。

中川理事)

経緯については、いろいろ私どもも勉強させていただいておりますけれども、閣議決定のところを、私どもは尊重するしかないというところがございます、とりあえず、我々が今考えておりますのは、不払いの状況を何とか打開して、もう一度、まず財政を健全なものにもっていきたいと。しかしながら、健全にすればそれでいいんだと、今の受信料制度はそれでいいんだという風には必ずしも思っておりません。これを契機に様々なご意見、ご批判を頂いておりますし、疑問の声も様々出されております。そこはむしろ、NHKはこういう考え方ですということと言うよりも、様々な場で国民的な目線で議論をして頂いて、それで公共放送とは一体何なのかという根本的なところも含めて答えを出して頂くと、そういうことであれば、NHKはいつでも喜んで従うと、それは変わっておりません。その中でももちろんスクランブルという道もあるかもしれません、あるいは別の道もあるかもしれません。あるいはもっと根本的に制度を変えるという話もあるかもしれません。やはり公共放送というのは、先程も、ご質問をはぐらかしたつもりは全くないんですが難しくですね。公共放送ということと公共性というのは違うのか同じなのか、放送の公共性を守ることだったら民放さんも一緒ですし、国营放送も似たようなものでしょう。その中で、公共放送には特別の何かがあるのかないのか、これも突き詰めていくとよくわからないんですね。NHKでなければできないというより、公共放送でなければできないような放送というのは本当は何なのかというのは、突き詰めていくとなかなか答えは出ないんですね。どんなものでもやれてしまうんですね。では、放送の中身ではなくて、財源なのかと。財源だと、国がお金を出すのは国营放送で、商業放送は民放。では寄付の場合はどうなのか、有料課金の場合はどうなのか、いろいろあるかと思えます。だけど、我々は、今まで受信料制度でやってきておりますので、受信料制度というのは、いままで積み重ねてられてきた公共放送にふさわしいということだけは思っているんですが、そもそもそれは違うんだということであれば、それは、先程もおっしゃられたようなご議論頂くしかないと思うんですね。世界の公共放送もいろいろありますけれども、これも広告収入を入れているところは最近、相当多くございます。広告収入を入れた公共放送というのが日本的な感覚で理解されるものなのか、されないものなのか、これもわかりません。理解されるのなら、そういうやり方もあるかもしれません。だから、その文化や国、それぞれの考え方によっていろいろ違うと思うんですね、あり方は。日本的な、日本に一番合った公共放送は何になるのか、その財源はどうあればいいのかということはなかなか単純にはいかない。そのことをNHKは半世紀かけてずっと追求してきましたが、まだまだ不十分だと言われると、そのとおりかも知れません。ただ、追求してきた実績は見て頂きたいし、そういうものがないとやはり、これから先の議論は進まないだろうと。そういうことになりますと、受信料制度を18年度から20年度にかけても我々は守りたいと。その間は、財政を立て直したいという期間なんですね。その後の議論は、ブロードバンドのような放送と通信の融

合もありますし、様々、放送そのものが変わって参ります。アナログ放送もなくなりま
すから。そういったときに、どういうあり方が公共的なのか、あるいは独自の公共放送
がどうあるべきか。これは国民的議論の中でやって頂かなくてはいけないものなのかな
というふうに正直そう思っております。だから、NHKとして今スクランブルだけにつ
いて結論を出してしまうということではなくて、広い議論の中で、BSはスクランブルや
るべしということであれば、従わざるを得ないと、それは思います。

鈴木主査)

私どもは、その国民的議論とおっしゃられるものの一部に代わって、中立の立場から問
題を考えて、それを規制緩和の目から見て、こうあるべきではないのかという事に対し
ての議論をしているつもりなのです。

中川理事)

そこはよく承知しております。だから、この場もそういう場だと思っており、できるだ
け真剣にNHKの考え方を申し上げてきているつもりですが、悩みは悩みとしてある、
課題は課題としてあるということは是非ご理解頂きたいと思います。

鬼木専門委員)

今、中川理事がおっしゃったこと、私もかなり同感なんです。ただ、この「新生プラン」
を見ますと今の奥深い、長期を見通したいろいろな再検討の可能性とか、情勢の変
化とか、主査がおっしゃった現在の受信料制度ができた時の経緯と現在の違いとか、そ
ういう縦の深さというのがあまり出ていないんですね。むしろ当面の問題である財政を
立て直したいということだけに集中しておられるような感じです。今おっしゃった話を
聞き、総合的にこの「新生プラン」を見ますと、現在のNHKの立場はこういうことか
ということがわかりますけれども、今の話を聞かないで、あるいはそれが書かれていな
い状態で、この「新生プラン」だけ見ますと、何だNHKはやっぱり今までと同じこと
をやって、とにかく金さえ入るようになればそれでよい、それでその後はまた変わらな
いんだなという感じを受けるんですね。誤解を受ける可能性がある書類だと思いました
のでその点を申し上げておきたいと思います。

中川理事)

はい、わかりました。次のビジョンを作る時には、もう少し、NHKの考え方を盛り込
めるのかなという風に思っておりますが、なにぶん、9月の段階です、NHKは財
政的に非常に厳しい中で申し上げますと、財政が厳しいからそう言っているんだらうと
しか単純に表面的にしか受け取られないという、誤解もまた生じるのかなということ
です。

鬼木専門委員)

いや、これには、まさにそれしか書いていないように思うんですが。

中川理事)

ですから、そういう深い議論というのは、まだまだ、あえてNHKとしては申し上げず

に出しているということなんです。

鬼木専門委員)

言わないと誤解しますよ、私は誤解しました。

中川理事)

それは、ありがたいご意見だと思って受け止めます。

鈴木主査)

確かに、一読すると、少し甘くないか、普通、それだけ収入が激減しておるのに、1割の人員カットというのはありますが、普通の場合だったらもっとやらないといけないことがあるではないかという問題です。それから、支出はカットできたというのも、意地悪な言い方をしたら、それほど今までは贅沢だったのだという言い方だってできるわけです。だからもう少し深く入ったものでないという感じは、私も持った。それと、私は、今のシステムは制度疲労を起こしていませんかとも感じた。それは利用者にとってのベストなチョイスでありましょうかと、この点から問題を提起しているつもりです。

私どもは、NHKさんが健全になって頂くのと、本気になってやって頂くためには何が必要か、そして、視聴者のために一番よいものは何なのかという視点でとらえて、この問題にアプローチしていきたいと考えておりますので、また、引き続きご意見を頂戴することがあろうかと思いますが、宜しくご協力頂きたいと思っております。それでは、長時間ありがとうございました。